

○那須宗一農林課長 調査年度がちょっと錯綜しておいて大変申しわけございませんでした。

直接的には農業委員会の方で調査されたデータを私の方でいただいでご説明申し上げさせていただきます。平成17年と平成21年度の調査では1ヘクタール程度しか差異がございませんので、多分17年の調査で農地として活用が可能な面積12.1ヘクタールという数字については大きな差はないというふうに感じております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 ちょっと時間がないのであれですが、これというのは、この12.1ヘクタールをこれからどうしましょうかと、全くもう難しいというところを除いてです。この対応策というのは、いわゆる決め事というか、方針というか、指針といいますかね、こういうふうに活用していきましようとか、こういうふうに復元しましようというものはあるのでしょうか、お聞かせください。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 先ほど説明申し上げましたとおり、具体的には担い手の利用集積というようなことを含めて検討したいということでございまして、具体的にここをだれに、どのようにということまでには、まだ至っていないというふうな状況のようでございます。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 これも拡大する一方で、なかなか担い手がないし、つくるところが難しいし、重機が入るのも難しいなんていうところだとすると、具体的に進めようといったってなかなか難しい課題ではあると思います。

そういう中であって、しかし可能だと言われる部分はやっぱり大事にしていくという姿勢が必要だと私は感じているわけですが、そこは地域によって、どうやって利用しますかという中身を協議する場を持つということになる

のか、全体的に計画を立てていくというふうになるのか、ちょっと今回、本当に済みません、農林課でなくて農業委員会であったようですが、そこだけちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 大変大切な問題だというふうに私も改めて今回見る資料を見させていただいて感じたところでございます。

直接的には農業委員会が担当して調査を行っております。私も実際に現場を全部見たわけでもございませんので、今後どのような形として、どのような対応が可能か、農業委員会とも相談をしながら対応策を考えてまいりたいというふうに思っております。

○町田義昭議長 10番、高橋孝夫議員。

○10番 高橋孝夫議員 以上で、時間もありませんから質問を終わりたいと思いますが、いずれにしても2つとも大切な問題だと私も思っています。ぜひ以降も市も中心になって対応いただきますようお願い申し上げて、質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

蒲生吉夫議員の質問

○町田義昭議長 次に、順位4番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 通告してあります2点について、順次ご質問を申し上げたいと思います。

最初に、食料自給率・自給力の向上のためにということでご質問いたします。

食料自給率といった場合には、品目別と総合食料自給率とあるようですが、その総合食料自給率は、1年当たりの国内の食料が国産品でど

の程度賄われているかを示す指標の中にも、カロリーベース、生産額ベース、重量ベースと3種類ある中で、農林水産省が多用するカロリー換算で、2008年は前年度比1%増の41%となっています。食料自給率は、国策によって大きく変化することが65年と2003年の農水省試算の資料を見ていきますとよくわかります。日本は65年が73%だったものが、2003年には40%と低下しています。

主要国を紹介します。オーストラリアは199%から237%に、フランスは109%から122%に、ドイツは66%から84%に、イギリスは45%から70%に、アメリカは117%から128%にと、それぞれ自給率が向上しています。

日本の自給率の低下の主な理由はというと、戦後に食生活の欧米化が進み、自給力が高い米の消費が減り、外国産飼料に頼る農産物や油脂の消費がふえたため、例えば食肉は多くは輸入に頼るえさの自給率に換算され、実際の生産量よりも低く算出されるなどとしております。また、自給率という考え方が実態に合っていないのではないかという指摘もあるようです。

輸入も含めた国内の食料の総カロリーを分母とするため、輸入が減れば国産品の生産量が同じであっても数字が変化をします。国民の食を支えるには農業者の構成や農地の充実といった自給力の視点も求められるとも言われています。

そこで、日本の食料自給率41%の中身はどうなっているのでしょうか。100%を超える都道府県は北海道の178%が全国1位、次いで秋田県が163%、山形県が129%、青森県が120%、岩手県が106%のみであり、一番低い東京都は1%、神奈川は2%、大阪は3%ということで、全国的に見ても地産地消という考え方からはほど遠く、地域的にも著しくバランスがとれていないと言わなければなりません。

食料自給率が100%を超えている本県は、国内において食料供給基地と位置づけられると思

いますが、総合食料自給率41%、穀物自給率だけなら28%となるようです。事故米穀の問題や冷凍ギョーザの問題などを考えると、目標としている自給率50%まで、できるだけ早い時期に到達することが大切なのではないでしょうか。

瑞穂の国日本は、世界最大の食料輸入国です。輸出国の農産物のできふきによって左右されることや、農林業は環境問題と密接不可分であること、国内生産の安心・安全な食料に関する関心が高まっていること、グローバルに見れば2030年には世界の人口が89億人に増加し、現在でも8億人が飢えに苦しんでいるなどを考えるとき、食料問題は、時にはローカル的に、時にはグローバルに考えることが大切なのではないかと思えます。

食料の自給率、自給力についての考え方をお聞かせを願いたいと思います。

2番目に、戸別所得補償制度の問題点と課題についてお聞きいたします。

ことし3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画の政策の柱は、1、食料自給率目標50%、2、再生産可能な経営を確保する戸別所得補償制度、3、生産・加工・販売の一体化、新たな付加価値の創出、産業につなげ所得の増大を確保する農業・農村の6次産業化、4、後始末より未然防止を重視し、食の安全・安心の確保などとしております。

この関係について、5月23日に2人の講演を聞く機会がありました。「都市と農村をむすぶ」という月刊誌の700号記念講演会が行われ一人はこの月刊誌の編集委員で、日本農業研究所客員研究員、服部信司さんで「新たな農林水産行政をよむ」と題して、そしてもう一人は農林水産大臣政務官、舟山康江さんの「新政権下での新たな農林水産行政」というものであります。

一部だけ紹介をいたします。食料・農業・農村基本計画を立案するときに、特に基本理念に

+

思い入れがあるとして、「食料の安定供給は国家の最も基本的な責務、食料・農業・農村政策を日本の国家戦略の一つとして位置づけるべき、農村で農業が営まれることにより発揮される多面的機能の恩恵は、すべての国民が享受するもの、お金で買うことができない農業・農村の価値は国家の基盤として次世代に確実に継承すべきもの、生産手段を持たない都市住民も含め、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指す」などの話の後で、フランスの元大統領、シャルル・ド・ゴールの言葉で「独立国とは食料を自給できる国のことを言う」との紹介があり、今の日本の食料自給率を上げていかなければならないことを力説をしていました。

そこでお伺いいたしますが、戸別所得補償制度は、これまでの米所得を中心とする農業所得の減少傾向に歯どめをかけ反転させ得るという点については画期的な政策だと思います。しかし、標準生産費が所得補償の基準として一定期間維持されたとして、規模拡大への刺激になるのだろうか、それともこれまでのような規模拡大政策からの方向転換と見るべきなのか、見解をお聞かせを願いたいと思います。

次に、米の生産調整についての考え方をお聞かせをお願いします。

1996年の食糧法の廃止。新食糧法への移行によるつくる自由、売る自由となり、基本的には選択できるようになりましたが、米の生産調整未達成の自治体に対しては、ペナルティーが科せられるなど選択制は潜在化していたと考えなければなりません。しかし、戸別所得補償制度の導入により生産調整に参加すれば標準生産費の1万5,000円が補償されますが、一方、生産調整に参加しない場合、自由に米をつくれますが市場価格しか得られないこととなります。文字どおり完全選択制になると考えられます。しかし、生産調整が緩やかになった分だけ増産になり、消費も急激にふえることは考えがたいわ

けですから、市場に米がだぶついてくるのではないかと単純に考えますが、どのような展開になると考えられるか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、企業の農業参入についてお伺いいたします。

2009年6月に農地の有効利用を進める農地法の改正が成立し、農地を耕作者が所有する耕作者主義から、農地の貸借は個人、法人問わずだれでも自由に行えるようになったとの認識で、農地利用権の原則自由化になり、賃貸借期間も最大50年ということですから2世代分に近い年数だと考えられます。当然、標準小作料という借地料の目安も薄らいでくるのではないかと考えられます。

この農地法の改正により、企業の農業経営への参入と生産物はどのような実態にありますか、また長井市や周辺の農業経営に関してどのような影響が出ると考えられますか、お聞かせ願いたいと思います。

米粉の消費拡大に創作料理コンテストなどを実施してはどうでしょうかという件についてご質問いたします。

農水省が10年後に食料自給率50%達成に向けた施策の一つが、国産米粉の利用拡大で、昨年6月、米穀の新用途への利用の促進に関する法律が施行されました。その法律に伴ってかどうかわかりませんが、米粉パンを売るベーカリー屋さんがふえた、スイーツの生地に使っている、ロールケーキの生地に使っている、米粉めんをつくっているなどの報道を多く見かけるようになりました。米粉の製粉技術が向上していることも一因だと思いますが、米粉の用途の広がりを見せているのではないのでしょうか。

通告にしています創作料理コンテストなどについて、プロ部門と家庭部門に分けて実施している町があるようです。猿まねと言われてもいいと思います。先進事例の中からヒントを得て

発展させていくことが大切ではないでしょうか、見解をお聞かせ願いたいと思います。

次に、大きい2番目の学童クラブにおける問題と課題について、どのように対処したかについてお聞かせ願いたいと思います。

3月19日の山形新聞に、学童クラブ利用者の保護者ら衛生面の改善、市に要望「トイレトペーパー皿代わり」「おやつに芋煮やカレーの残り」などの見出しで掲載されたことで、23日に厚生常任委員会に報告があり、24日に全員協議会において当局より報告がありました。その会議で質疑された一部の内容が、25日の山形新聞に掲載をされました。この経過の中で、私の知り得る限りほかの新聞ではどの紙も取り上げなかったと思います。それにしても、活字になって報道された事実は将来とも残るわけですから事は重大だと思えます。

私たちに配布された豊田学童クラブの記事に関する確認の中で、トイレトペーパー皿がわりについては、ティッシュペーパーが教室になく、トイレトペーパーの保管場所から持ち込み使用したことがあった。芋煮やカレーの残りもが出たについては、児童センターの園児の分と学童クラブ児童の分を別々につくってもらい、それを温めて提供した。スプーンの使い回しについては、ふだんはスプーンとかはしを用意しており、記事のような内容について確認できないという内容でした。

なぜこのような形で報道されるようになったかについて、さまざまな角度から私なりに考えてみました。経過をたどっていきますと、学童クラブの児童が体験してきたと思われることをそのまま保護者に話をした。児童に聞いたことを保護者が受けとめ、内谷市長に学童クラブの改善要望書を手渡す際に、保護者から説明がされた。連絡を受け同行した山形新聞松本支社長が、その様子をそのまま記事にしたということだったと思います。それぞれに聞いたことだけ

が伝わり、どの段階においても検証されなかったところに問題があったと考えられます。この件の流れについては、私にとっても残念でなりません。

そこで、具体的な質問事項に入りますが、学童父母の会からの4項目の要望事項について、どのようになったかについてお尋ねいたします。

3月24日の全員協議会の時点においては、2項目めの新1年生の4月1日からの学童保育の開始についてのみが実施することで説明をされております。1項目めの学童保育時間の改善については、長期休暇では7時から20時まで、通常時は下校時から20時までとの要望に対して、市内の民間事業者利用支援なども含め、検討し回答を予定としていましたが、どのようになっているかお聞きいたします。

私が調べた範囲で、多くは18時半あたりが多いようであります。最長で20時までとしているところもありますが、早い時間と遅い時間は超過料金を徴収しているようです。しかし、保護者の長時間就労を確保するには長時間の学童保育という考え方があるかもしれません。育ち盛りの子供たちが少しばかりのおやつをいただいた後、夜8時過ぎに自宅に帰り、夕食をし、入浴、家族の団らんなどと考えたときに、長時間に及ぶ学童保育は決してよい選択ではないと思います。子育ての時期はいろいろな形があってよいと思いますが、児童にとってリスクが少ないのは何かということから考えるべきです。

家庭によっては、3世代同居が最初からかなわなかった人、また、それを避けた人など、さまざまな条件があるかもしれません。学童クラブ終了時間に間に合わないときなどは、保護者同士の連絡をとり合い、地域の人たちとのつながりの中で工夫し協力し合って育て合うことが大切だと思います。ご見解をお伺いしたいと思います。

3項目めの学童クラブ内での衛生面、安全面

+

の強化については、各学童クラブに食器類が準備されていますが、洗浄、滅菌処理の対応について検討が必要なことから、当面、紙皿などを使用して対応することとしましたとのことでしたが、その当面の時間からは経過していますが、現在どのようにしているのでしょうか。地球環境を守るためにも、できるだけエコな生活を進めている中にあります。食器を使つてのおやつとなっているのでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

4項目めの兄弟2人目以降の学童費の割引については、月額負担金5,000円、うちおやつ2,000円は県内でも最低クラスの負担金である。他市町の状況を調査し対応を検討していますが、どのような検討をなされたのでしょうか、お聞かせを願いたいと思います。

2番目に入ります。制度上、厚生労働省が所管しているところに問題がないかとの報告でわかりにくいと思います。

学童保育、学童クラブ、または放課後児童クラブなどの日常について書いてありましたのでご紹介いたします。この保育は、指導員が行う、指導員は帰ってくる子供たちを迎え、次の行動へと促し、子供と一緒に遊びつつ、塾や習い事のある子供は送り出す。また、危険や体調に変わりがないか目を配り、ささいな程度であれば手当てを施し、必要に応じて保護者に連絡を入れる。そして、仕事を終え迎えに来た保護者に子供を引き渡す。子供たちにとっては、保護者に次いで頼るべき者となるのが一般的である。すなわち、保護者のかわりに指導員がおり兄弟、姉妹のほかに学年の異なる大勢の友達と時を過ごすという点を除き、一般の家庭と変わらない生活を過ごしている。塾などとは違い構成している児童、指導員がずっと変わらない面で、児童の安心感も大きく、中には「小学校は嫌だけど学童保育には行きたい」とか、「家にいるより学童保育にいたい」という子もおり、第2の

家庭としての役割も担っている。キャンプ、クリスマスパーティー、もちつきなどの行事が盛んに行われ、父母の会が運営の主体となる学童保育では、家族間の交流も活発なところが多いなどとしていまして、少し長井市の学童クラブの事情とは違った感覚でとらえられます。

また、似た制度で文部科学省が推進している放課後子ども教室推進事業、放課後子どもプランがあります。放課後や週末に小学校の教室などを活用し、地域の方々が指導者やボランティアとして参加し、子供たちがスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを実施するとしています。

学童保育、学童クラブ、放課後児童クラブを厚生労働省が所管し、放課後子ども教室（プラン）は全児童が対象で、文部科学省が所管する事業となっております。全国学童保育連絡協議会において、法的な根拠が違うのだから一体的運営をやめ別々に充実させることを求めていることや、学童保育士として公的資格制度にするように求めているようであります。

確かに学童保育・クラブは、児童福祉法第6条の2に位置づけられており厚生労働省が所管するわけです。就学前であれば保育に欠ける児童について保育は必要ですが、小学生になってから放課後を過ごすところ、いわゆる学童保育・クラブにおいて保育も教育も必要はありません。子供の成長段階に合った指導と援助、そして安全管理だけでよいと考えます。省庁間での事業のあり方に違いがあるにしても、放課後の過ごし方についての事業であり何ら変わりないと考えているところでもあります。ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

最後になります。学童クラブは自宅と同じと考えるべき、学童クラブで使用したものはすべて自分で処理すべきについてお伺いいたします。

学校に登下校するときには、安全・安心にできるよう地域の人たちの協力もいただき、大変

いい体制で運営されていると思います。学童クラブに入っている児童は、設置場所に行くところまでが下校となり、そこから自宅と同じ扱いになるのではないのでしょうか。学童クラブに帰る児童は、「ただいま」と言って帰り、迎える指導員は、「お帰りなさい」となるのだと思います。その意味では自宅と全く同じに扱うべきだと私は思っています。よいことをしたら褒める、悪さをしたらしかることが当たり前だと思います。おやつのときに皿を使ったら自分で洗うようにする、外遊びでボールやそのほかの道具が汚れたら洗って戻す、使った部屋、トイレ、洗面所など汚れたら掃除をする、これが家庭における当たり前の姿だと思います。自分のことはすべて自分で処理をするという指導をすべきと私は考えているところであります。

以上で、見解をいただきまして、壇上からのご質問としたいと思います。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○町田義昭議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

議員からは2点ほどいただきまして、私から直接3点について答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初、食料自給率・自給力向上のためということで、(1)の食料供給基地として現在の食料自給率をどう考えるかということでございますが、蒲生議員からもございましたように、山形県は全国で3位の自給率を誇るということで、北海道と秋田、青森、岩手あたりも高いわけでございますが、第3位の133%の食料の自給率というふうになっております。カロリーベースでの食料自給率は、議員からもございましたように、昭和40年には日本全体で73%、平成20年度では41%ということで大幅に下がったわけでございますが、国際的な比較で見ますと、昭和40年でドイツは66%、オランダが69%、

スイスが48%、イギリスが45%で日本よりは低かったのですが、平成15年ではドイツが84%、オランダ58%、スイス49%、イギリス70%と、いずれの国も日本よりは高くなっているということになっております。

そのようなことから、食料・農業・農村基本計画の平成32年度食料自給率目標50%は大変意欲的な内容だというふうに考えておりますが、国に対して批判的なことも申し上げるのもどうかというふうには思いますが、結局、山形県が自給率が133%ということでございますが、それは総じて、例えば米が自給率が異状に高いわけです。

そういったことで、日本全国で見れば圧倒的に飼料作物が自給率が低いわけでありまして、これは日本の自給率が下がったのではなくて、日本の過去40年、50年にわたる食生活の変化によりまして、何のことはないカロリーベースでも要は自給率が下がったということにすぎないと私は思っておりますので、そういった意味では、これから日本の方でどういった食料の自給率向上のための施策を具体的に出してくるかということですが、いろんな矛盾はあるだろうというふうに思っております。

例えば我々がスーパーなどで買っているレタスなども、もちろん国内産は多いわけでございますが、大部分はやはり外国産のレタスというのが今一般的になっておりますし、例えばエビなどについても東南アジアはもちろん、南米の方でつくらせたりとか、そういった部分については輸送コストが、特にCO₂の削減の一方で標榜しておいて、民間ベースではそういったところにつくらせてどんどん輸入しているわけですから、いわゆる食料マイレージっていいですか、そういった部分でいったら非常に矛盾があるだろうというふうに思っておりますので、こういったところが国としてどういうふうなきちっとした方針を出せるのかなど。ただ、民間で

+

進めておる、そういった外国でつくらせるということが、あるいは外国からお金に任せて輸入するということがいつまで続くかですが、そういったところが、もうどうも先が見えないというふうに思っております。

先ほど高橋孝夫議員の質問でもございましたように、特に私ども長井などは水田の米の単作地帯だったわけでありまして、残念ながら畑作、園芸等については今一生懸命振興しているところで、そういった部分では地産地消の野菜とか園芸は余りなくて、むしろどうしても外から頼らざるを得ない部分がございますので、こういったところを長井市としてはもう少し野菜と果樹等の生産を振興したいというふうに思っております。

一方で、国の方では戸別所得補償制度を充実させるというふうに言っておりますので、そういった意味では、長井市も標榜している6次産業化の支援、多様な農業者を育てること、あと農地の有効活用として法人等の農業参入ももっと容易にさせるというような方針を出されているわけですが、長井市としては着実に農業団体あるいは農家の方々といろいろ知恵を出し合いながら、地道な食料といいますか、農業生産に邁進していかなくちゃならないというふうに思っております。

非常に難しい課題でございますので、少し持論を申し上げましたが、やはり食料の自給率というのはあくまでも国策、国の大きな政策の柱の一つだというふうに思っておりますので、国にしっかりした施策を打ち出すように、特に私どもは全国市長会を通じてきちんと意見を申し上げていきたいというふうに思います。

次、2点目でございますが、これは大きな質問の2点目、学童クラブにおける問題と課題についてどのように対処したかということでございます。

まず最初に、蒲生吉夫議員からいろいろ学童

クラブに対するさまざまな基本的な考え方を述べられたわけでございますが、私も全く個人的には同感でございます。

そういった意味では、特に子ども手当、これからどうなるか、まだ具体的には決まってないわけでございますが、やはり安心して子供を産み育てることができる環境整備に、私ども自治体は、市町村は力を入れなきゃいけないと。地域の実情に応じたさまざまな子育て施策を推進していくことが重要だというふうに思っておりまして、そういった意味では、直接そういった現金支給と保育サービスなどを始めとする子育て関係経費のバランスをぜひ国にしっかりと求めていきたいというふうに思っております。

ご質問の(1)学童父母の会からの要望についてどのようになったかということについてお答え申し上げます。

学童の保育時間の改善につきましては、現時点で午後6時以降の延長は困難な状況であるというふうに思っております。なお、市内の民間事業所で延長して学童保育を行っておりますので、利用意向などを調査し、助成について検討していくというような回答をしております。

2番目は、新1年生の学童保育開始は、以前は4月2日以降だったんですが、要望を4月1日からということがございましたので、4月1日に改め、今年度から実施したところでございます。

3点目の衛生面の強化についてでありますがおやつ提供に当たっては衛生管理の徹底に努めてまいると。安全面の確保についても、児童一人一人の目配り、気配りができるような体制づくりに努めてまいるというふうに回答しております。

最後に、兄弟2人目以降の学童費割引については、本市の学童クラブ負担金が県内最低クラス、これは蒲生吉夫議員がおっしゃったとおり、実質3,000円でございます。そんなことから、同

一料金の負担でご協力願いますと回答したところでございます。

また、福祉事務所の方では、各学童クラブの保護者の方々と懇談会を開催し、全体的にご意見をお聞きしたところでございますし、安全面、衛生面の確保については、今議会の補正予算に指導員の勤務時間を1時間延長するとともに、豊田学童クラブに指導員1名を増員するよう提案しているところでございます。

私も要望をいただいてから、各児童センター、学童クラブなども、全部ではございませんが現地の方、現場の方を見させていただきまして、蒲生議員からありましたように、学童クラブは自宅と同じように考えるべきという考え方に、私もその実態を見て思ったところございました。

どうも子供たちは小学校から帰って、大体児童センターでやっているところが多いものですから、児童センターということで甘えやすくなるような環境になるんじゃないかなど。それは学校から解放されたという子供たちのそういう解放感もあるんだと思いますが、実に伸び伸びとやりたいことをやって、言いたいことを言っていると。それが子供たちにとってはいいんですが、ただ、児童センター側あるいは学童クラブ側は非常に大変だなと、言うことを聞きません、指導員の言うことを聞きませんので、これは今後の学童クラブの運営のあり方は慎重に考えなきゃいけない。すなわち蒲生議員からありましたように、市の直営が必ずしもいいということじゃなくて、やはり父母の会あるいは山形市とかのような形ですね、地域にお願いする、あるいは米沢市のように民間の事業所にお願いしていくような、そういった形をしていった方がいいのではないかと。

しかも、学童クラブのいろんな要望事項について、父母の会という方から要望をいただきましたけども、私はやはり大部分の家庭では少しでも忙しいけども子供と多く接する時間を持ち

たいという親心から、仕方がなくて学童クラブに預けてるわけですが、でも、実際、本当に忙しくてどうしようもないご家庭もあるのかなと。ということで、朝の7時から夜の8時までという、非常に子供にとっては本当にかわいそうな、そういった子供もいらっしゃるのかなと思って、それを真摯に受けとめて少しでも改善したいというふうに思いましたが、それが必ずしも子供にとっていいのではなく、やはりそういった事業所、あるいは社会全体から子育てについて理解をいただくような、そういった努力も一方で行政として進めなければならないと、そのように思ったところでございます。

最後、3点目の制度上、厚生労働省が所管しているところに問題はないかのご質問でございますが、学童クラブは、いわゆる高度経済成長期に共稼ぎがふえたことから、都市部を中心に放課後の学童の保育を目的にスタートしておりまして、現在も女性の社会進出と少子化が進む中で、子供たちの安全確保と女性が安心して働ける社会環境づくりの役割を担っております。

また、平成9年に児童福祉法等の一部改正により、学童保育が放課後児童健全育成事業として法制化されていることなどから、厚生労働省所管となりますが、私は先ほどから申し上げていますように、必ずしもこれがいいというふうには思っておりません。

繰り返しになりますが、長井の学童クラブの多くが、児童センターを使わせてもらって実施していることにも問題があるんじゃないかと。ただし指導員が、やはり国からの支援というのはほとんどありませんので、県からの支援だけでございますので、支援するにはやっぱり人件費をある程度、少しでも少人数で対応するよと。ということで、保育士の協力に頼らざるを得ないという実態が少し問題だなというふうに思っております。

一方で、近年、児童の放課後の悲惨な事件が

+

相次いだことや、ゆとり教育の反省から、国の方では放課後の学習活動の充実を求める機運が高まっていることなどから、すべての子供たちの放課後の安全確保と居場所づくりを進めるために、平成19年度に文部科学省が所管する放課後子ども教室と、厚生労働省が所管する放課後児童クラブを一体的に進める放課後子どもプランが創設されました。

全国的に見ても一体的な取り組みはまだまだ不十分ですが、放課後子どもプランに対する保護者、児童のニーズは大きな広がりとなり多様化してきております。総合的な視点で施策を進める必要があり、国はもちろんのこと市町村においても学校、地域、行政の関係部署が連携し、一体となり取り組んでいくような方策を模索しなければならぬと考えております。以上でございます。

○町田義昭議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えいたします。

食料自給率・自給力向上のためという中の2番目の戸別所得補償制度の問題点と課題は何かという部分からお答えさせていただきたいと思っております。

戸別所得補償モデル対策ということですが、これには米以外の作物のための支援でございます水田利活用自給力向上事業と、主食用米のための支援でございます米戸別所得補償モデル事業と、2つから成り立っているものでございます。

そのうち水田利活用自給力向上事業につきましては、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成の対象となります。ただ、作付をした米以外の作物、例えば麦とか大豆とかあるわけですが、この作物は必ず収穫すること、販売することが条件となっているという点が従来とは大きな変更点でございます。この点を十分理解してもらおうことが大事だというふうに今考えてい

るところでございます。

一方、米戸別所得補償モデル対策につきましては、米の生産数量目標に従って生産することが求められておりまして、主食用米の作付面積10アール当たり1万5,000円を交付するというふうな制度でございます。

現在、戸別所得補償制度への加入申請書の取りまとめを行っておりますが、担当に聞いたところ、水稲共済の加入者についてはほとんどの農業者が加入するのではないかとというふうに見ているところでございます。

市として大変大きな問題と感じておりますのは、すべての事務が市または水田農業推進協議会を経由するというようになっておりまして事務量が非常に多くなっていると。それにもかかわらず事務費が削減されておまして、申請書の配布、回収などで実行組合長さん、営農推進委員の皆さんに昨年以上に負担がかかっている点でございます。

また、議員からございました規模拡大などへの影響はということでございますが、集落営農等で貸借のもとで大規模な作付を行っている方から貸しはがしなどについての情報の入っておりませんので、そういった面での影響はそれほどないのではないかなというふうに感じております。

あと米の生産調整についての考え方でございますが、これまでの生産調整といいますのは、生産調整の達成者のみに麦、大豆の助成金を交付するという、いわゆる麦、大豆等の生産の規制を行うという手法で行われてきたところでございます。ただ、それだけでは十分な効果が得られないということから、生産調整に参加しない方に対してさまざまな形でのペナルティ的な扱いが行われてきました。今後は米の自給調整については、米戸別所得補償モデル事業で米づくりに直接助成を行うということになりまして、麦、大豆などの生産はこの規制から解放さ

れるということになりました。また、米の生産数量目標に達成しない農家に対しても、水田利活用自給力向上事業の助成金が交付されるということになっております。

このようなことから、今議会にも請願が出されておりますが、09年産米の在庫の動向やモデル対策の影響などによりまして、米価の値下がりが心配されるというふうな記事が大変多く出ているところでございます。

続いて、企業の農業参入についてどう考えるかというふうなことでございますが、平成21年12月に施行されました農地法の一部改正によりまして、農地の貸借を企業等にも認めるということになりましたが、次のような3点の要件を満たすことが条件になっております。

農地を適正に利用していない場合に貸借の解除をする旨の条件が契約に付されていること。2番目に、地域の他の農業者との適正な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営が見込まれること。3番目といたしまして、法人にあっては、その業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すると認められることでございます。

市内におきましては、平成16年に構造改革特区を活用して、企業とNPO法人が農業に参入いたしております。今年度新たに民間企業1社が同社関係者の農地、これは水田でございますが、を貸借して農業経営に参入を行うという例がありますし、NPO法人が市民農場として活用する例があります。

多様な農業の担い手を育てるというふうな国の方針でございますので、そういった意味で企業等の農業参入については、きちんと受けとめて対応してまいる必要があるというふうにご考えているところでございます。

今後、地域の担い手でございませ認定農業者等への農地の集約促進を図ることが求められておりますので、企業等の参入に当たりまして、

農業委員会では担い手協議会などに意見を求めながら対応していくものというふうにご考えているところでございます。

最後でございますが、米粉の消費拡大に創作料理コンテストなどを実施してはどうかというご質問でございました。

米粉の値段をJAにお聞きいたしましたところ、1キロ当たり800円ということでございます。小麦粉の値段は大体200円から400円程度というふうにご聞いておりますので、価格差は大体2倍程度あるということになります。この価格差が普及の壁となっていると思います。

ただ、市内でも米粉を使ったうどんを提供しているところがございます。先日、試食会がございました。米粉が8割入っためん試食会がございましたが、参加した職員に聞いてみますと、「腰があって大変おいしかった」というふうなことを聞いております。これは温かいものでなくて冷やしためんだったというふうにご聞いております。

本年の1月でございますが、JA山形おきたまの主催で、米粉・ミルクジャムアイデア料理コンテストが行われたそうでございます。総菜部門に23点、菓子・デザート部門に39点の申し込みがありまして、当日200人ぐらいの参加者があったということです。このアイデア料理コンテストのレシピを作成して、当日参加者に配布しているということです。今後はこのレシピを使った料理教室などを予定しているというふうにご聞いております。

市としては、直接主催ということではなくて、JAなどのこのような取り組み活動に対しまして協力をしてまいりたいというふうにご考えているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 蒲生吉夫議員のご質問にお答えをいたします。

学童クラブは自宅と同じと考えるべき、学童

+

が使用したものはすべて自分で処理すべきというふうなことに對しましてお答えをいたします。

3月に父母の会から要望書をいただいて以降、衛生面から紙皿を使用しておやつをいただいておりますけれども、紙の皿を購入するという費用の面、あるいは紙資源のむだ遣いというふうなエコの面というふうなことから好ましくないというふうに思っていたところでございます。

議員ご指摘のように、自分のことは自分で行うというふうなことが、この時期の子供たちにとっても必要なことだというふうに思います。再使用できる食器を使って、子供たちに食器を洗うのを手伝っていただくことについて検討したいと思っております。

食器を洗うだけでなく熱湯消毒ということが必要であるために、今までその時間がとれなかったわけでございますけれども、今議会に提案しています指導員の1時間延長する勤務時間を利用してできるように検討をしているところでございます。以上でございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 全体的にかなり丁寧にお答えいただいたと思いますが、一番最後に福祉事務所長からお答えいただいた分で、学童保育の時間は以前は4時間だったんですね。今も4時間かもしれないですが、これから5時間にするという予算を組んでいただいたわけですね、これはいいと思います。が、一番最後に答えた熱湯消毒をしなければならないという、だからティッシュペーパーやなんか使っていたんだというふうに3月のやりとりの中でもあったんですよ。どこで決まっているのかなあとあって、それ不思議に思っているんですね。

私が自宅と同じでいいと言ってるのは、うちで小学生がですよ、うちで使っている場合には、例えばフィルムに包まれていないおせんべいを与えるとするね、皿に乗せたとしますね、それは煮沸消毒しないでしょう、これが普通でしょ

うと思うんですね。それは要するに煮沸消毒しなければならないというのは、例えば幼児期に哺乳瓶でミルクを飲ませた後だとか、それは煮沸消毒するように、抵抗力のない子供ですから、そういうふうになっていますよね。ここはどうしてそういうふうになるのでしょうか。私は普通に考えて、そういうところが疑問ではないんですか。どこかで決まっているんですか。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 お答えをいたします。

どこのご指導でということについては、ちょっと私もうろ覚えというところになってしまいますけれども、児童センター、保育士さんにお聞きしました。あるいは本に出ておったのですが、熱湯消毒あるいは塩素での消毒ということが必要だというふうになっておったようでございます。出典は今ちょっと定かではございませんが、そのようなことと理解をしておりました。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 いや、そういう気持ちは大変よく私もわからないわけでもないです。だから、私がこの質問の中で言ったのは、学童クラブに来る子供たちは、保育は要らないって私は言ってるんですよ。保育じゃない。抵抗力のない保育しなければならないんであったら、それは就学前のことを言ってるんですよ。それと同じように学童クラブの子供たちを扱えとなったら、これは大変ですよ。そういうふうな理解の仕方を私はしております。

先ほど私の質問の中に言っていましたけれども、全国学童保育連絡協議会っていう組織があるんですね。私ちょっと調べてきました。どちらかというと都市型の学童クラブのことを言っていて、子供たちは親が迎えに来るまでいるなんてしないんですよ。自分で勝手に、例えば塾に行かなきゃいけないからっていったら、さよならって帰るんですね。多分歩いて帰るだとか、バスで帰るだとか、電車で帰るだとかするんでし

よう。小学生になったら都市部的には自分で電車で通って、自分が毎日行かなきゃいけない塾になんか行けますのでね、それはいいわけなんですけども。

ハードルをやっぱり高くしたいという保護者の意見、私わかるんですよ。例えば無資格者でなくて学童保育士の、いわゆる国家制度を創設しろっていう要求もあるんです、この中に。けども、本当にそういうのが必要かというふうに考えていくと、私はやっぱりそうでないのでもないかと。だから私はあくまでも学童クラブに来る子は保育は要らない、この考え方に立っていないと、これからの運営だって私は難しいでないかというふうに思うんですね。

保育であれば怒ったりしないですよ、保育士さんは。けども学校の中でぐっと押さえられてきて、先生もいるし、おっかない先生もいるでしょう、多分。10人ぐらい先生いれば、おっかない先生2人か3人ぐらい大抵いますから、それでぐっと絞められた分、児童センターに行っって幅々で手を伸ばして遊び回るっていうのは、これは保育じゃないんですよ、そこに要るのは。

そういう考え方に立っていけば、煮沸消毒なんていうふうに、例えばバナナ預けたとしますね、バナナ1本ずつ預けるのか、半分に切って預けるのかわかりません。それを皿に乗せて預けたとします。けど皮むいて食べますね。それを煮沸消毒しますか。自分のうちでやったときには絶対しないです、私はそんなことは。私はそういうふうに普通に考えていってほしいという願いで、今再質問したんですよ。その考え方について、じゃあ福祉事務所長、お聞かせください。

○町田義昭議長 小泉良一福祉事務所長。

○小泉良一福祉事務所長 お答えをいたします。

自分のうちでできるようなことを学童クラブでやるというのは、私もそのように思いますけれども、多くの児童を預かってるというふうな

ことから、特に消毒、衛生面には配慮をしなければならないのかなあというふうに思っているところでございます。

基本的な部分の学童の保育ではないというふうなおっしゃるところでございますけれども、放課後児童健全育成事業というのが児童福祉法の中にあるわけでございますけれども、例えば1年生であれば3月までに保育園や幼稚園で過ごしていた6歳、7歳とか、そんなようなお子さんでございまして、こういった時期は依存しつつ自立するというふうな幼児期の特徴がやっぱりあるわけでございます、まだまだ大人の保護、養護が必要な時期だというふうな認識のもとで学童クラブが今成り立っているというふうに認識をしているところでございます。

そういったことから、小学校に入っってはいるわけですが、まだ保育というふうな考え方も残っっていて、そういった形で学童クラブの運営というのがあるんだなと私なりに思っているところでございます。

○町田義昭議長 17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 福祉事務所長、そういう考え方に立つと、いつまでも子供は自立しません。幼児期の延長だから小学校に入っってからまだ保育が必要だっって、だったら……。

(「保護者に悪いじゃない」の声あり)

○17番 蒲生吉夫議員 いやいや、だから、もちろんそうなんですよ。

(「おやつ出し方が悪いんです」の声あり)

○17番 蒲生吉夫議員 うん、それもわかりません。

子供というのは、親からいつかは離れなきゃいけないんですね。親は子供からいつかは離れなきゃいけないんですよ。

そういう意味では、親は子離れ、子は親離れをする時期というのは、ここは今一般的に決めているのは、保育が必要な就学前と就学後、これをはっきりしないと。その考え方に立っ

+

いかないと、それこそ6年生まで保育しなきゃいけないのだと思いますよ、私は。

ちなみに私のところの子供は、早く飛び越えさせてしまったがね、年長組と1年生で2人で留守番してました、兄弟がいるからですけども。これはちょっとかわいそうな思いをしたと思うけれども、学童クラブなんてなかったからしょうがないですよ。だけどそういうことの例なんかもありますので、保育に欠ける児童がいるのは就学前までです。そこをはっきりしないと私は都合が悪いと思います。以上で終わります。

○町田義昭議長 ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

+ ○町田義昭議長 休憩前に復し、市政一般に関する質問を続行いたします。

谷口栄子議員の質問

○町田義昭議長 順位5番、議席番号5番、谷口栄子議員。

(5番谷口栄子議員登壇)

○5番 谷口栄子議員 きょうの質問の最後になりました。しばらくのご清聴よろしくお願ひいたします。

6月定例会に当たり、通告しております2点について一般質問させていただきます。

答弁は内谷市長、那須農林課長、齋藤商工観光課長にお願いいたします。

初めに、6月定例会はあやめ議会としてあやめ公園開園100周年を祝して、議場にこのよう

にアヤメ鉢を飾っていただいております。初夏の花、凜とした清楚なアヤメの美しさに心洗われます。先人たちが大切に守り咲かせてこられた宝である長井古種、アヤメに改めて感謝いたします。

アヤメ期間中、多くの市民の皆様にあやめ公園に足を運んでいただけることと、復活する長井おどり大パレードの大成功をお祈りいたします。

さて、鳩山政権は、政治と金、普天間移設問題、郵政見直し法案の強行採決などで国民の政治不信を招いたあげく、2日に突然、小沢幹事長と退陣し政局が混乱。参議院選挙目前に菅直人新首相と交代しました。新首相誕生に国民の関心をそらしても民主党の献金問題、土地購入問題の真相解明はなされていません。

公明党には地方議員を含む3,000人を超える議員のネットワークがあります。また、3割を占める女性議員の視点を生かして、新しい福祉を提案し、声の届く政治、クリーンな政治、真に国民の生活を守るため参議院選には断じて勝利してまいりたいと思っております。

それでは質問に入ります。

1点目、家畜伝染病の口蹄疫対策についてです。

午前中、14番の小関議員のご質問にもありましたので、答弁の方、重複いたしますけれども、よろしくお願ひいたします。

宮崎県の家畜伝染病口蹄疫の被害が爆発的に拡大しております。口蹄疫は牛や豚など偶蹄類の動物がかかるウイルス性の伝染病、口の中やひづめのつけ根に水泡ができ、乳の出が悪くなったり肉質が落ちたりすることです。人間には感染せず、感染した家畜の肉を食べても影響はないと言われますが心配です。

感染力が強いため、感染した家畜だけでなく一緒に飼育されている家畜もすべて殺処分することが義務づけられているのです。殺処分の対